

四日市市三浜文化会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年11月30日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第70号

四日市市三浜文化会館条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市三浜文化会館条例施行規則（平成28年四日市市規則第58号）の一部を次のように改正する。

改正後		
別表（第9条関係）		
附帯設備使用料		
附帯設備品目	単位	使用料 (単位円)
グランドピアノ <u>(大)</u>	1回1台	2,160
グランドピアノ <u>(小)</u>	<u>1回1台</u>	<u>1,080</u>
アップライトピアノ	1回1台	540
(略)		
スポットライト	1回1式	1,080
電気炉	1台1時間	430
(略)		
備考		
1及び2 (略)		
3 <u>会議用マイク・アンプレットの使用料については、視聴覚室及び多目的ホールに既設のもの並びに各部屋に持ち運びできるものの使用料を表示している。</u>		

改正前		
別表（第9条関係）		
附帯設備使用料		
附帯設備品目	単位	使用料

		(単位円)
グランドピアノ	1回1台	2,160
アップライトピアノ	1回1台	540
(略)		
スポットライト	1回1式	1,080
放送設備	<u>1回1式</u>	<u>650</u>
電気炉	1台1時間	430
(略)		
備考		
1及び2 (略)		

附 則

この規則は、平成28年12月1日から施行する。

(市民文化部文化振興課)